

第3回 第3次豊川市地域福祉計画策定委員会 議事録

日 時：平成 29 年 9 月 28 日（木）午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

場 所：豊川市役所 本 2 3 会議室

委 員

出席者：西村 正広 （学識経験者（愛知大学地域政策部教授））

中尾 清吉 （豊川市連区長会）

西本 全秀 （豊川市民生委員児童委員協議会）

田中 しづ江（豊川市障害者（児）団体連絡協議会）

竹下 一正 （社会福祉法人豊川市社会福祉協議会）

杉浦 正勝 （豊川市老人クラブ連合会）

小島 修 （豊川市小中学校長会）

平田 節雄 （豊川市介護保険関係事業者連絡協議会）

伊奈 克美 （特定非営利活動法人とよかわ子育てネット）

岡田 文男 （地域福祉活動推進委員会（地域福祉活動者））

松井 秀之 （公募した市民）

伊藤 充宏 （豊川市社会福祉事務所）

欠席者：野村 公樹 （豊川市ボランティア連絡協議会）

都築 裕之 （豊川市社会福祉施設協会）

事務局：原田 潔 （福祉部次長）

中野 勝彦 （福祉課主幹）

岩村 郁代 （福祉課課長）

渡辺 貴俊 （福祉課課長補佐兼係長）

豊田 秀明 （福祉課主任）

小林 孝行 （地域福祉課長）

小林 弘行 （福祉課課長補佐）

竹尾 祐三子 （社会福祉協議会地域福祉課係長）

近藤 真理子 （介護高齢課課長補佐）

神田 （コンサルタント業者：株式会社名豊）

次第

- 1 委員長あいさつ
- 2 報告事項
 - (1) 各種ヒアリング結果（地域、団体、社協、行政）について
- 3 議題
 - (1) 施策の課題整理と第3次計画の方向性(案)について
 - (2) 第3次計画の目次構成(案)及び重点取り組みについて
- 4 連絡事項

事務局：会議に先立ち資料の確認をさせていただきます。

本日お配りした資料は、策定委員会次第、委員名簿、席次表、資料1、資料2、資料3、資料4、資料9、資料10です。

事前郵送の資料は、資料5から資料8までと参考資料です。ご持参いただいているかと思います。

過不足があればお申し出ください。

本日は、名簿7の野村副委員長がご都合により欠席されますことをご報告いたします。

また、委員名簿9の都築委員の到着が遅れることをご報告させていただきます。以上です。

<開会>

事務局：定刻となりましたので、ただいまから第3回第3次豊川市地域福祉計画策定委員会を開催いたします。福祉課課長の岩村です。よろしくお願いします。

本日は大変お忙しい中、策定委員会にお集まりいただき、ありがとうございます。

本日の会議は昨年から数えて3回目の会議となります。事務局として、福祉部次長、福祉部福祉課の職員4名、社会福祉協議会、地域福祉課の課長以下職員3名、介護高齢課の職員1名も同席しておりますので、よろしくお願いいたします。

今年度、策定業務を委託している株式会社名豊の職員も同席しています。

それでは会議の議長を西村委員長にお願いさせていただきます。よろしくお願いします。

1 あいさつ

委員長：みなさん、こんにちは。委員長を務めさせていただきます、愛知大学の西村と申します。よろしくお願いいたします。

この策定委員会も本日で3回目となりました。これまでは第2次までの振り返りを中心に、第3次計画の大まかな構成について議論をしました。本日は本格的に、この2次計画の5年間を振り返る視点で、前半は、さまざまな福祉関係機関、住民の方々から主にこの5年間どのような取り組みをしてきたか、豊川が福祉の観点からどのように変化してきたのか、それらの結果について確認をし、その上で後半は3次計画に向けて、この計画の内容、構成、組み立て方、どのようなものにしていくかという構成や方向性について確認していきたいと思います。

事前配布の資料、本日配布の資料を合わせて、多くなりましたが、この内容を今回と次回、議論をする予定ですので、ぜひ旺盛にご意見をいただきたいと思います。

委員：前回の議事録にチェックをいれましたが、最終的なものが送られてきていません。

事務局：最終的なものは、今、ホームページに掲載させていただいています。

事務局：会議終了までにご用意いたします。

委員長：本日の会議は、策定委員会設置要綱に照らし、委員の過半数の出席がありますので、成立していることを確認いたします。会議の終了時刻は午後3時15分をめどにしていますので、その範囲内で積極的なご意見をいただければ幸いです。

2 報告事項

(1) 各種ヒアリング結果（地域、団体、社協、行政）について

委員長：報告事項に入ります。各団体、地域でのヒアリング活動を行ってきました。これについて、資料1から4に基づき、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局(社協)：資料1から3に沿って、地域に関する結果、団体に関する結果、社会福祉協議会に関する結果を報告いたします。

資料1をご覧ください。地域福祉懇談会の検討結果です。地域福祉懇談会は今年7月から9月にかけて、市内10中学校区の全34地区において開催されました。第2次豊川市地域福祉計画の最終年となる今年、第3次地域福祉計画策定に向け、市内で行われている地域福祉活動の課題や取り組みについて、地域住民自らが話し合い、検討を行った結果をご報告するものです。

資料1の1、2ページは地域の課題についてまとめたものです。この課題については28年度に各地区でだされたものに対して、今回振り返っていただいたものです。今後、重点的に取り組むべき事項、今回新たに考えられた問題、課題をだしていただき、それらの中から主だったご意見を、目標、テーマごとにまとめていきます。2ページ目の一番下の計の数字が、課題のご意見の総数となります。

3、4ページについては、地域における取り組みについてまとめたものになります。今までに地域で取り組んできたこと、または現在取り組んでいることや課題を受

けて、今後地域で取り組むことに対し、目標、テーマごとにまとめています。4ページ一番下の数字が、地域におけるご意見の総数となります。

ここで主だったご意見をご紹介します。1ページ目をご覧ください。目標1「みんなでふれあい 学ぶ 絆と交流の場づくり」には、3つのテーマがあります。1番の「地域の助け合い意識の醸成」では、「地域福祉に参加する意識が低い」「組単位で月1度くらい顔合わせをできたらよい」「若者の行事への参加が少ない」というご意見がありました。3番の「地域の身近な交流・ふれあいの推進」では「近くに気軽に行けるコミュニティセンターがない」ということも挙がっています。目標2「みんなで創る 助け合い 支え合いのしくみ」には4つのテーマがあります。1番の「地域における見守活動の推進」では、「どこにだれが住んでいるのか分からない」というご指摘がありました。2番の「ボランティア・市民活動の促進」のところでは、「人材は多いが、全体をまとめるリーダーが少ない」等のご意見がありました。3番の「地域組織活動の促進」では、前のご意見と重複しますが、「全体をまとめるリーダーの不足・高齢化」「個人情報保護の制約から、どこにだれが住んでいるのか不明」「活動者が固定化・業務化している」「自治会役員や各種世話役を同じ人が全てやることが多く、負担が重くなっている」というご意見がありました。

目標3「みんなで支える各種福祉サービスの推進」には5つのテーマがあります。1番目の「相談支援機能の充実」では、「町内会未加入者へ福祉のしくみがうまく伝わらない」「社会的弱者や要援護者支援対策として、地域福祉活動を活性化する必要がある」等のご意見がありました。

目標4「みんなで進める人にやさしいまちづくり」には2つのテーマがあります。1番目の「身近な地域の暮らしやすさの確保」では「運転ができなくなった高齢者対策、巡回バスが必要」というご意見がありました。2番目の「地域の防災・防犯活動の推進」では「小学生の登下校の見守り活動が乏しく、通学路の交通量が多い」というご意見等がありました。

資料1の3、4ページは地域における取組みについてまとめたものです。多くのご意見をいただいています。「地域のさまざまな場面で交流を積極的に行っていく」「学校と町内会との連携を進めていく」「防災・防犯活動についても、地域住民として積極的に参加していきたい」というご意見がありました。

今回、ご報告した検討結果を踏まえ、第3次地域福祉計画の各地域の今後5年間に取り組み内容や、5年後の地域のめざす姿に反映していくことになりますので、よろしくお願いいたします。資料1の説明は以上です。

続いて資料2の説明に入ります。関係団体ヒアリング調査結果という資料をご覧ください。調査の目的としては、第3次豊川市地域福祉計画の策定にあたり、各団体がもつ地域での課題をだすとともに、その解決につながる具体的な方法、ま

た社会福祉協議会や豊川市に求められる支援方法等を検討する基礎調査として、各種団体にヒアリング調査を実施しました。

実施した対象団体は次の6つの団体です。社会福祉協会、ボランティア連絡協議会、介護保険関係事業者連絡協議会居宅介護・介護予防支援事業所部会、障害者（児）団体連絡協議会、子育てネットワークあいち東三河豊川支部です。6番目は障害者地域自立支援協議会相談支援事業所会議については、先方の団体の都合で、10月4日に実施する予定ですので、ご了承ください。

ヒアリングの実施方法については、各団体に前もってアンケート調査を実施し、その内容についてご意見を集約しました。地域福祉計画の趣旨や地域福祉に関わるアンケート調査を踏まえ、現状の地域課題および活動上の問題点、今後の活動にあたり社会福祉協議会や市民の支援を期待すること等の聞き取りを行いました。具体的にご紹介をいたします。2ページ目の（1）社会福祉協会のところをご覧ください。「地域住民との関わりがなかなかできていないので、イベント等でもう少し協力してやっていきたい」「施設の行事やイベント等に積極的に参加してほしい」というご意見もありました。

4ページ目の（3）介護保険関係事業者連絡協議会居宅介護・介護予防支援部会のところをご覧ください。「社会福祉協議会や市に望むこと」として、「社会資源の協働やサポート、発掘などの情報提供をお願いしたい」「困難事例に対する積極的な関わりや支援」「買い物や通院で困っている人への外出支援」等のご意見がありました。

5ページ目の（4）障害者（児）団体連絡協議会のところをご覧ください。「地域住民に望むこと」として、「行動やしやべり方、身体的特徴もある人がいることを普通に受け入れてほしい」という声が寄せられました。「社会福祉協会や市に望むこと」については、「障害者団体がウィズ豊川で避難訓練をしたい」「災害時に安心して避難ができる場所の確保、充実」「避難所体験を検討してほしい」等のご意見がありました。

6ページ目の（5）子育てネットワークあいち東三河豊川支部のところをご覧ください。「地域住民に望むこと」では、「ボランティアの高齢化が進み、若い人たちにがんばってほしい」というご意見がありました。「団体として地域貢献できること」では、「子育てサロン未整備地区の立ち上げのお手伝い」ならできるというご意見をいただきました。資料2の説明は以上です。

続いて資料3の説明に入ります。社会福祉協議会事業評価結果です。調査の目的は、第2次豊川市地域福祉計画の進行管理を行うために、豊川市社会福祉協議会が実施してきた事業の点検、評価を行い、今後の方向性についてまとめています。平成28年度実施の事業です。構成員については、社会福祉協議会内で、第3次豊川市地域福祉計画の策定に関わる作業部会を立ち上げておりますので、その構成

員 11 名で実施しました。内容については第 2 次計画の中で、社会福祉協議会事業や社会福祉協議会重点的な取組みとして記載されている事業について、作業部会から評価・方向性の意見聴取を行いました。

豊川市社会福祉協議会では、第 2 次地域福祉計画に基づき、全 51 事業を展開し、これまでに社会福祉協議会が取り組んだ事業に対し、点検・評価を行いました。

評価の内訳としては、全 51 事業のうち「A 極めて良好」が 7 事業で 13.7%、「B 良好」が 26 事業で 51%、「C 普通」が 15 事業で 29.4%となっています。今後に関わる方向性については「拡大・充実」が 5 事業 9.8%、「継続」が 42 事業で 82.4%、「見直し」が 2 事業で 3.9%、「廃止」が 2 事業で 3.9%となっています。重点的な取組み事業は 5 事業ありますが、その評価は「B 良好」が 5 事業、方向性としては「拡大・充実」1 事業、残りの 4 事業が「継続」となっています。

その後のページに、各事業の取組みや評価、方向性が記載されています。3 ページ No.23 の「ボランティアハンドブックの発行」という事業は、廃止となっています。これは、平成 27 年度からボランティア登録業務がボランティアセンタープリオへ移管されたことに伴い、登録情報の一覧をセンタープリオで作成することとなりましたので、このハンドブックの発行事業が方向性のところでは廃止となっています。現在は、センタープリオで発行する登録情報の一覧や愛知県社会福祉協議会の発行するハンドブックも活用しています。

また、5 ページ No.43 の「輸送サービス事業の実施」という事業も廃止となっています。運転ボランティアの確保が難しくなってきたこと、また介護タクシー等の民間事業が充実してきたことを受けて、27 年度から廃止となっています。現在は福祉車両貸し出し事業を展開しています。

No.46「在宅課題に対応した新規事業の開発」という事業は、継続となっています。内部で検討してきた通所ボランティア等も、なかなかボランティアの調整までとなっており、現在、具体的な事業実施には至っていません。昨年度実施の市民活動者アンケート等のニーズも確認しながら、今後も引き続き検討していきたいということです。

資料 3 の説明は以上です。

事務局：続いて、資料 4 行政庁内ヒアリング調査について、説明をいたします。

資料かがみの裏面「調査の概要」をご覧ください。今年の 6 月から 9 月中旬にかけて、福祉課や介護高齢課をはじめ、13 課を対象にヒアリング調査を行いました。調査内容については、第 2 次計画の施策や関連する事業について、平成 25 年度からこれまでの取組みに対する評価と取組み状況、またその課題を提起した上で、30 年度以降の取組みについての聞き取りを行いました。

次に調査結果について報告しますが、ここでは要点となる施策について、4 点ほど抜粋して説明させていただきます。

5 ページをご覧ください。基本目標 1 「みんなでふれあい 学ぶ 絆と交流の場づくり」の「居場所づくりの推進」にあります介護高齢課が第 2 期計画の期間中に始め、進めてきた事業で、介護サービス事業者が実施する「認知症カフェ」という取り組みについての支援です。「認知症カフェ」とは、認知症の方やその家族、地域住民等、だれもが立ち寄ることができ、介護の悩みや日常生活の相談もできる、集いの場となっています。このような取り組みについて、行政としては今後も積極的に支援していくということで、第 3 期計画においては新たな文言として「認知症や介護についての理解を深め、相談ができる場づくりを支援します」と記載することを考えています。

6 ページをご覧ください。基本目標 2 「みんなで創る 助け合い 支え合いのしくみ」の「人材の育成」にあります市民協働国際課の取り組みについて説明します。豊川市ではこれまで、社協ボランティアセンター、とよかわボランティア・市民活動センタープリオとの連携を通して、ボランティアの育成を図っておりました。しかし、ボランティア活動団体から若い世代のボランティアの不足が課題として挙げられていましたので、新たなボランティアの開拓、育成を目的に本年度から豊川市主体で、市民活動団体との協働により、高校生や大学生、20 代の若者を対象にした「若者ボランティア体験講座」の開催を始めました。今後は、行政をはじめ、いろいろな団体や関係機関が主体となり、若者等新たな対象者が興味をもち、気軽に参加してもらえる講座等を企画・開催し、新たなボランティア仲間の開拓、地域リーダーの育成について取り組んでいくという内容に、文言の見直しを行っています。

12 ページをご覧ください。基本目標 3 「みんなで支える 各種福祉サービスの推進」です。基本方針 1 「相談支援機能の充実」において、施策③「生活に困っている人への支援の充実」について、新たに記載をしています。この施策については平成 27 年に生活困窮者自立支援制度が施行されたことに伴い、福祉課で実施しているものですが、福祉課で配置した専門の相談支援員による生活相談支援の充実や早期発見・早期支援のしくみづくり、市役所庁内各課や社会福祉協議会等、関係専門機関との連携の強化を図る等、今後の生活困窮者への支援体制の充実について記載したものです。

続いて、15 ページをご覧ください。「きめ細かな生活支援の充実」を図るために介護高齢課ですが、「介護予防・日常生活支援総合事業として取り組んできた事業」として、住民参加型サービス等の担い手の育成を目的とした「介護・生活支援サポーター養成講座」を平成 27 年度から開催しています。また今後に向けての取り組みとして、地域や住民の日常生活におけるさまざまな生活課題を解決するために、生活支援コーディネーターという専門職について、社会福祉協議会に委託し、高齢者相談センターとその出張所に配置しています。今後は、この生活支援コーデ

ィネーターを中心に地域の実情に合わせた講座等を開催し、住民の支え合い活動の土台となる人材等、新たな地域資源の発掘・開発を推進していくとの内容で、文言を見直したものです。

以上です。

委員長：ありがとうございました。資料1から4まで説明をいただきました。ご質問やご意見等があればお願いします。

委 員：資料3の社会福祉協議会事業の、評価概要2番 評価委員構成員で策定作業部会構成員11名とありますが、これは内部の方ですか、外部の方ですか。

事務局（社協）：内部です。

委 員：内部評価で、外部からみたものではないということですね。

非常にはっきりと評価されて、進めるべきか廃止するか決めています。一般社会でも、内部評価と外部評価があるべきかと感じます。

事務局（社協）：ご意見、ありがとうございます。

委員長：まさしくご意見のとおりだと思います。この策定委員会は、外部の方を中心に構成されており、評価の過程も含めて、この場でチェックすることになっています。ただ、短時間で膨大な資料を提示され、評価するということは難しいことだと思います。5年間の計画をじっくりとみていくとすれば、評価の推進体制についても、今後の課題として受け止める必要があるかと思います。

他にご意見等はございませんか。

委 員：内容に関することではないのですが、資料2の4ページで「介護保険関係事業者連絡会」となっていますが、正式名称は「連絡協議会」です。また、「居宅介護・介護予防支援部会」となっていますが、正しくは「居宅介護・介護予防支援事業所部会」です。長い名称で申し訳ありませんが、訂正をお願いします。

事務局（社協）：申し訳ございません。訂正いたします。

委員長：そのようなことも含めまして、他にご意見等はございませんか。

委 員：資料3の中で廃止になった事業をみると、ボランティア関係の事業が廃止されているように感じます。これからボランティアを育てていこうとしている中で廃止になっています。新しい事業はないようですが、いかがですか。

事務局（社協）：ボランティアハンドブックというものは、社会福祉協議会で発行していました。その中でボランティアの拠点としては、ウィズ豊川とプリオ4階の2か所でやっておりまして、登録業務自体がプリオに移りましたので、ハンドブックの中に記載してきた登録一覧もプリオで発行することになり、私どものハンドブックの発行は廃止になったということです。

委 員：プリオのほうは社会福祉協議会の管轄ですか。

事務局（社協）：いいえ、他の団体の管轄です。

委 員：ボランティアの育成等に関する新しい事業は、どこかにありますか。みんなで取

り組まなければいけないところですが、社会福祉協議会が撤退し、プリオの他団体にお任せするということなのか、あるいは社会福祉協議会としては別に事業を行います、ハンドブックの発行は他の団体にお任せするということなのか、どちらですか。

事務局（社協）：2か所で、すべてのボランティアに対する支援を行っています。当然、連携や普段の連絡も密に行っています。プリオで発行しているハンドブックに代わるものも、ウィズ豊川でも配布できる体制になっています。一般の市民の方にはご不便をおかけしないように努めています。今後も連絡を密にしながら、支援をしていきたいと考えています。

委員：例えば「ボランティア連絡協議会の事業支援を見直す」と書いてありますが、今後、ボランティアの育成に関わっていくという意思が見えないと感じました。そのような部分も増やしていただけるとありがたいと思います。

事務局（社協）：はい。継続部分も多く、ボランティアに関わる事業も多くなっています。日ごろ、ボランティア養成講座等も含め、継続しながら、新しいことにも取り組んでいきたいと考えています。

委員：よろしくお願いします。

委員長：他にご意見等はございませんか。

資料1から4までのご報告は、そのまま第3次計画に載せるわけではなく、これを基に、第2次計画の下での豊川の地域福祉の現状を受け止め、計画につなげるということです。今のご説明で、私どもは社会福祉協議会の事業報告を知ることにはできましたが、豊川で取り組まれたボランティアコーディネートやPRという活動の全体像がわかりません。プリオの団体についても、まったくここでは示されていません。それでは次につなげることができないと思いますので、できれば社会福祉協議会が他団体と役割分担して、ボランティア支援の取り組みをしたことも、報告の中に加えていただけるとよかったかと思います。ご配慮いただき、計画の中では平成29年度までの取り組みとして、ボランティアへの支援がどうだったかということが、事業主体がわかれたとしても記述していただければよかったかと思います。

他にご意見等はございませんか。

私が説明を聞きもらったのかもしれないのですが、資料1の地域福祉懇談会の結果の件数の意味がわかりにくいのですが、ご意見のあった件数ということでしょうか。1人の方のご発言を1件と数えているという意味でしょうか。

事務局（社協）：説明が不足して申し訳ございません。この地区懇談会におきましては、地域の方に付箋へ記入していただく形をとりました。その付箋をひとりで1枚だす方も、何枚かだされた方もおられました。今回は、その付箋の数を数えて件数としています。

委員長：ありがとうございました。

他にご意見等はございませんか。11月下旬に次回の委員会を開催する予定ですので、それまでの間にこの事業評価につきましても、お気づきの点があれば、事務局までご連絡ください。各種ヒアリング結果については以上とします。

3 議題

(1) 施策の課題整理と第3次計画の方向性(案)について

委員長：それでは、第3の議題にうつります。

(1) 施策の課題整理と第3次計画の方向性(案)について、資料5から8に沿って、事務局から説明をお願いします。

事務局：議題(1)について説明いたします。資料5から8まで、4つの基本目標ごとの説明の前に、資料の見方について説明させていただきますので、参考資料をご覧ください。

参考資料の左上に課題整理表があります。左から、市民、各種団体やボランティア、社会福祉協議会、行政の順に、それぞれの主な取り組みや課題を抽出し、右端の現状と課題のまとめの文章へと続していきます。

まとめの文章①については、計画書の①のスペースへ記載されます。また課題整理表の②の課題のうち、代表的なものを計画書の②のスペースに記載します。この課題については主に市民アンケート等の調査結果や、地域福祉活動の活動写真、また地域福祉懇談会においてだされた住民や地域福祉活動者の方々の声を紹介できればと考えています。

参考資料の左下にあります今後の取り組みの方向性については、今回、事務局が修正や加筆した部分に下線をひいております。後ほど、その部分を中心に説明いたしますので、ご協議願いたいと思います。③から⑥に記載している市民をはじめ、それぞれの取り組みについては、計画書の③から⑥のそれぞれの欄に記載します。方向性検討表の右端、施策ごとのめざす姿については、第2次計画の計画書には記載がありませんが、第3次計画の計画書へ新たな記載として掲載するものとして、今回、事務局から提案させていただいております。

続いて、参考資料の2枚目をご覧ください。計画の体系図です。この体系図については、前回の第2回策定委員会で総合計画の未来像から、基本理念、基本目標、基本方針、施策についてまで説明いたしました。第3次計画では第2次計画の内容を概ね踏襲することとし、数カ所の文言整理、生活困窮者自立支援制度の施行による施策の追加、防災・防犯に関する2つの基本方針を1つにまとめることについて、提案をさせていただきました。

なお、今回、別に事務局で追加の提案をしていますので、説明いたします。基本目標3「みんなで支える 各種福祉サービスの推進」の基本方針4の文言を「権利擁護の推進」とし、施策①については「権利擁護体制の充実」と、文言の変更を

提案させていただいています。

この体系図についても、今後の取組みの方向性についてご協議していただく中で、ご意見があればご発言いただきますよう、よろしくお願いします。

それでは、資料5をご覧ください。基本目標1「みんなでふれあい 学ぶ 絆と交流の場づくり」について、課題整理表から説明いたします。資料の左上、「市民の課題」について、市民アンケートの結果では、地域の行事や活動への参加状況につきましては少し増加しているものの、20歳代の方では極めて低い結果になっています。その下の「地域団体、ボランティア・市民活動団体等（共助）の課題」の、市民アンケートの結果では、近所付き合いにおいて、「あいさつ程度」という回答が増えており、近所付き合いの希薄化が進行していることがうかがえます。そこから2つ下の○「住みやすい地域を実現していく上での問題」として「近所付き合いが減っている」「地域に関心のない人が多い」という回答が多いことから、多くの市民の方がこのような現状について問題視していることがうかがえます。また、団体ヒアリングや地域福祉懇談会からも「行事や活動への参加が少ない」「障害や高齢等への理解を深めてほしい」など、さまざまな声をいただきました。地域で開催されるイベントや障害や高齢等について理解を深める講座等に、家族や友人に声をかけ、多くの住民が積極的に参加することで参加者同士が交流し、お互いを理解することが必要です。また、そのイベントや講座等を開催する場等、ふれあいの場が求められています。

さらに、市民アンケート結果では、地域活動が活発になるために必要なこととしては、「気軽に参加できる雰囲気」との回答が5割程ありました。その他、この課題整理表には、課題の右側に、課題の背景や根拠となる統計データを記載しています。

これらの課題や現状をまとめた文章を、右端の「現状と課題」に記載しています。続いて、これらの課題を解決するための取組みの方向性について説明いたします。資料を1枚おめくりください。先ほどの課題に対する取組みですが、市民、地域団体・ボランティア、社会福祉協議会については内容の大きな変更や新たな記述はありません。

課題にありましたが、「気軽に参加したくなる」「お互いの理解をより深める」「ふれあいの機運を高める」言葉として、「気軽に」「進んで」「みんなで」「積極的に」などの文言を、それぞれ追加しています。

なお、表の左下に、行政の方向性の3「地域の身近な交流・ふれあいの推進」の5つ目に、認知症の方やその家族、地域住民の方等、だれもが気軽に立ち寄れる場の創出、運営の支援として、「認知症や介護についての理解を深め、相談ができる場づくりを支援します」という文言を、新たに追加しています。これらの取組みの方向性から表の右端に、施策ごとの「目指す姿」のまとめの文章を記載していますので、ご確認をお願いします。

続いて資料6をご覧ください。基本目標2「みんなで創る 助け合い 支えあいのしくみ」について、でございます。資料の左上、「市民の課題」について、市民アンケートの結果では、「支援を必要としている人に手伝いたいこと」として、「簡単なこと」「頼まれたこと」は手伝いたいという回答が多く、何かきっかけがあれ

ば支援したいという意識がみえますので、そのきっかけづくりが必要といえます。下の「地域団体、ボランティア・市民活動団体等（共助）の課題」として、表の左下に「メンバーの高齢化」や「若い世代をはじめ、新規入会の不足」「新たなリーダーの育成」等、多くの課題がみられます。このことは、町内会等の地域組織活動においても同様であり、その土台である町内会加入者の減少も大きな要因となっています。また、町内会役員の新たな担い手不足や地域活動者の固定化、兼務化について、多くの地域で課題になっています。

その中で地域福祉懇談会において、一部の町内会の発言がありました。その町内会役員は、祭りからの役の流れもあり、女性の登用が少ないということでした。そちらでは、今後は女性の役員の割合を増やしたいということで、問題解決への提案もありました。

また、行政や社会福祉協議会においても、関係する地域団体やボランティア団体から、若い世代等の新たな人材の発掘や育成が課題としてだされていました。新たな体験講座等を始めています。

さらに高齢者施策としても、生活支援コーディネーターの積極的な配置や支援を進め、人材の発掘や育成について検討しているところです。

これらの課題に対する取組みの方向性についてですが、資料を1枚おめくりください。今回、見直しを行った点ですが、資料中央の下「地域団体、ボランティア・市民活動団体等（共助）の方向性」の2「ボランティア・市民活動の促進」①「ボランティア・市民活動へ参加するきっかけを促しましょう」と新たに記載し、次の記述では「気軽に参加できるボランティア体験や介護教室等を通して、仲間づくりを広げましょう」と見直しています。何かきっかけがあれば、ということですが、市役所の市民協働国際課の話では、活動者が活動を始めるきっかけは、他からの呼びかけによる場合が多いということでしたので、気軽に参加できるボランティア体験等を企画し、さまざまな人のつながりにより、より多くの方に参加を呼びかけ、参加してもらうことで、新たな仲間の入会につなげる等のしくみづくりが必要と考え、新たに記載しております。

最後の文章で、地域福祉懇談会についての記述について、文言の整理を行っています。それに合わせ、社会福祉協議会の方針4の取組みについても文言の見直しを行っています。

続きまして、資料7をご覧ください。基本方針「みんなで支える 各種福祉サービスの推進」について、説明いたします。資料の左上、「市民の課題」について、市民アンケートの結果では、「悩みや不安についての相談相手」に関する質問で、身近な「家族・親類」「近所の人・友人」という回答が多く、市役所等の公的機関の割合は数%という結果でした。また、その下の「地域団体、ボランティア・市民活動団体等（共助）の課題」に記載してありますが、活動者アンケートにおいても、困ったときの相談相手として、社会福祉協議会との回答が大きく減少しました。また、団体ヒアリングでは「困難事例に対する行政や社会福祉協議会との連携や積極的な支援」とあります。今後、支援が必要となったときに、すぐに相談ができる場として、市役所や社会福祉協議会の相談支援体制の強化や周知を図る必要があります。さらに、生活困窮者自立支援制度の施行による生活困窮者の早

期発見・見守り、さらに相談支援体制についての連携強化等、地域住民や地域団体、社会福祉協議会、行政が連携を密にし、自立に向けた支援体制の充実が必要になってきます。

次に、情報提供の充実として、表の左上、「市民の課題」について、市民アンケート結果ですが、福祉サービスに関する情報の入手状況で、「入手できていないと思う」との回答割合が5割強もあり、今後、この数値を減らすための手立てを、行政、社会福祉協議会ともに考える必要があります。

また、在宅福祉サービスの充実やサービスの質の向上では、団体ヒアリング結果において、「社会資源の発掘やサポートなどの情報提供が不足している」「障害等を支援する側の職員の知識や技術の向上を目指した研修会や講習会を、行政で取り組んでほしい」という要望がありました。さらに、高齢者施策においては、高齢者の日常生活の支援体制の充実を目指し、生活支援コーディネーターを高齢者相談センターとその出張所に配置し、介護・生活支援の担い手の発掘・養成をさらに進めていきます。

これらの課題から、第3期計画における取組みの方向性について説明いたします。資料を1枚おめくりください。今回、見直しを行った点ですが、表の中央、「市民の方向性」の1「相談支援機能の充実」に、「気軽に」や「積極的に」の文言を追加し、表の左下、「行政の方向性」では、施策①と②の文言を整理しています。さらにその下に、施策③として生活困窮者自立支援制度の施行に関する支援の取組みについて、それぞれ新たに記載しています。

行政の方向性の3「在宅福祉サービスの充実」において、住民参加型サービスの新たな発掘・養成を、さらに強化し進めていくということから、「日常生活をサポートするボランティアを育成し、住民の支え合い活動を推進します」と見直しをしております。

さらに、資料をもう1枚おめくりください。この表の左下、「行政の方向性」の4「権利擁護の推進」において、文言の整理を行っておりますので、ご確認ください。次で最後になりますが、資料8をご覧ください。基本目標4「みんなで進める 人にやさしいまちづくり」についてです。表の左下、「地域団体、ボランティア・市民活動団体等(共助)の課題」において、移動困難者についての課題として団体ヒアリング調査結果や地域福祉懇談会で、1人で移動することが困難な方への買い物や通院等の外出支援、また「市民の課題」にある市民アンケート結果では、「近所の人に手助けしてほしいこと」として「ちょっとした買い物」「外出先への送迎」が、それぞれ1割程ありました。移動困難者への外出支援について、今後は地域で支え合う取組みが必要と考えます。

また、災害時の備えとして、表の左下の団体ヒアリング結果から、防災訓練や福祉避難所等の開設に向けての具体的な活動等の要望がでています。

表の左上「市民の課題」として、市民アンケート結果では、「災害時の備え」「防犯に関する取り組み」において重要なことの設問では、ともに「挨拶、声かけや近所付き合い」との回答が一番多かったことから、地域における日ごろからのつながりづくりが重要となります。

基本目標4に対する方向性について説明いたします。資料を1枚おめくりくださ

い。表の左下の「行政の方向性」で、基本方針1「身近な地域の暮らしやすさの確保」において、上から2か所の文言整理と、「移動が困難な障害者などを対象に交通機関利用時の移動支援を行います」との文言を追加しています。

また、表の中央「市民の方向性」では、基本方針2「地域の防災・防犯活動の推進」で、災害時の備え、防犯に関する取組みに関して、地域における日ごろからのつながりづくりが重要だということで、「日ごろから隣近所で顔が見える関係をつくりましょう」と文言を追加しています。

その他、表の中央下の「地域団体、ボランティア・市民活動団体等（共助）の方向性」と「行政の方向性」において、文言の整理を3カ所ほどしておりますので、ご確認ください。

以上で、課題整理表および今後の取組みの方向性の案について、事務局からの説明を終わります。

委員長：ありがとうございました。では、具体的な計画書づくりに向けて、大きな柱、枠組みとして、この計画の体系が4つの基本目標に示されました。これは第2次計画を踏襲する形でまとめられています。内容については、さらに枝分かれした基本方針施策ということで、特に施策の具体的な部分に関しては、この間のさまざまな事情等を勘案して、変更していくということになっています。

ただいま具体的な説明がありましたが、変更点を中心に、第3次計画でどのような中身にしていくか、その中身にしていくにあたり、現在の課題を整理するという作業を同時に行っていただき、ご説明いただきました。

4つの基本目標について、順序を定めず、資料5から8までについて、ご意見をいただきたいと思います。

委員：どの項目も、①が3項目も4項目もあり、②も同様です。これは何を意味しているのですか。

事務局：説明不足で申し訳ありません。参考資料をご覧ください。1枚目に計画書の見本があります。その施策①に関係しているものについて、①と記載しているものです。

委員：わかりました。ありがとうございました。

委員長：意味がわかれば非常に整理されていると思います。

私から意見を申しあげます。本日の会議に向け、第2次計画の計画書を読み合わせ、本日の資料も見せていただきましたが、大きく落としている点があります。市民の方に、ハンディキャップを持っている方や、今困っている方の姿や実態について知っていただくということが、地域福祉に参加していただく原点だと思います。それについては、第2次計画も含めて、どこにも書かれていないのではないかと思います。例えば、今特に問題なく元気に暮らしている方が、実は高齢者の一人暮らしや老々介護で苦勞していたり、保育所を探している母親がいるとか、

虐待のような実態があるとすれば、それらについて市民同士がアウトラインだけでも知っておく必要があるのではないのでしょうか。ニュース等をみて、ある程度の知識はあるかと思いますし、興味のある方はボランティア教室や認知症サポーター養成講座に参加すれば、そこで勉強できますが、普通にハンディキャップに関わりなく暮している方が、多少でも福祉に関して親しみや距離を縮めるきっかけとして、同じまちの現状を知る機会をつくることは有効だと思います。ここには市民の方にどのような手伝いをしていただくか、どのようなことに参加してもらうか書いてありますが、その出発点として、住民の方にまちのハンデを持った人を知っていただくことが、何かの機会にできないかと考えています。それを計画書のどこに落とすのかはわかりませんが、例えば基本目標4の中の基盤づくりのところに、「市民の方々が自分たちのまちを知る機会」を挙げることが可能かもしれません。どれを、だれが、どのように行うのか考えずに申し上げていますが、この先、検討する機会があればよろしくお願いします。

事務局：計画書の中で、地域福祉懇談会での話等みなさんの声を紹介することも考えています。例えば、ある方の状況を文章で記載し、同じまちで困窮した生活をしている人がいることを知っていただく工夫はできると思います。

委員長：計画書の中に、資料の1つとして入れるということも、1つの方法だと思います。統計的には、計画書の中に障害者数の推移等はでていると思いますが、暮らしの中身や生活実態等は、なかなか知る機会もないと思います。

委員：資料8の1ページ目、中央の下のほうの課題2-①に、「女性の参画が少ないため、女性など新たな層の育成が必要」という文言が加わったかと思いますが、これは課題です。次ページのそれに対する方向性には、これに関しては何もでてこないのですか。

事務局：防災対策課で女性防災リーダー養成講座を、今年から始めたという話を聞きました。それは、自主防災会から、女性の防災における活動も1つの目線として必要だということで、要請があったものです。計画書に載せるにあたり、女性等新たな層の参画などの文言を入れるのかどうかという議論になるとと思いますが、今のところ、そこまでに至っていません。

委員：それは今後5年間はやる気がないということですか。

事務局：やる気がないのではなく、この文言としての話ですので、もし、そのような要素を計画に載せたほうが、より防災対策が推進するということで、地域防災計画に沿ったものであれば、載せることはできるかと思います。

委員：ただ、ここは地域福祉の会議ですので、防災対策のほうで検討するので、あえてここでは取り上げないということであれば納得できるのですが、そうであれば逆に課題に書く必要があるのかどうかという議論にもなるかと思います。わざわざ、それが課題だと下線まで引いているのに、5年間何も行わないということになり

ますので、方向性のどこかに書いてほしいと思います。可能であれば、自主防災組織は町内会と違い、役所から命令を受ける組織ですので、「自主防災組織においては女性の割合を検討する」という内容を入れるように、行政側から言ってほしいと思います。そうしないと、自主防災組織は町内会と同じで、男性ばかりで女性はおらず、避難所運営も困るという話につながると思います。

事務局：わかりました。今のご意見を担当課に戻し、女性等新たな層の参画などについての文言を追加すべきかどうか、再検討させていただきます。

委員長：ぜひ、載せる方向でご検討ください。

他にも今のようなご質問があれば、お願いします。事務局は、新たに下線をひいた部分について、課題に掲げていながら、計画には何も書いていないというものが他にもないか精査をお願いします。

委員：資料8「人にやさしいまちづくり」の部分ですが、コミュニティバスについて、市民の課題にも「ルート選考について話し合う」とありますが、ボランティア団体や市民団体、地域福祉懇談会で、「利用しにくい」「バスの使い方がよくわからない」というご意見があります。市として、コミュニティバスをどのような位置付けにするのでしょうか。高齢者や障害のある方が病院に行くための方法として進めていくのか、それとも人数が少ない路線は使われていないということで少なくしていくのか、人数は少なくとも細かいところまでお金をだしてやっていくのか、もう少し福祉のバスとして推してもよいと思います。

課題では挙がっていますが、今後の取組みのほうでは、さらりとした表現で「一部、補助等の支援を行います」「運航経費の補助を行います」とあります。今後のまちづくりを考えると、病院や買い物に行く高齢者を考えると、この部分は福祉計画の中でも、もう少し大きなポジションを占めてもよいかと思います。

委員長：いかがですか。

事務局：方向性には「運行経費の一部補助」しか書いてないということですが、コミュニティバスについては、公共交通会議で定期的に利便性を見ながら見直していくことになっています。そちらにも関連しながら、ここの文言は、経費についてだけではなく、別の会議で利便性の向上を図るという内容も加えていきたいと思います。

委員：私もその会議には参加していますが、例えばその会議に、この策定委員会の委員の1人に出ていただいて、豊川市の福祉という観点からご意見をいただくことができればよいと思います。

今、コミュニティバスが福祉バスなのか、人口増のための住みやすさを提供するバスなのか、どちらにもなり得る状況で利用が少なくなっているのだと思います。福祉バスということであれば、もっとお金をつぎ込んでもいいと思うのですが。

委員：公共交通として行っているものですので、福祉バスという位置付けではないと思

います。ただ、結果として、利用者は高齢者が多いということだと思います。また、平成 32 年度に見直しがありますが、市の公共交通体系の中では、その内容については別の会議の議論だと考えています。

委員長：市ではそういう役割分担になっているのだと思いますが。

委員：ただ、それを補完する資源として何があるのかということは、福祉の立場で考えられることかと思います。

委員長：住民、特に高齢者の足をどうするのかというものを、地域福祉計画の中にどのような表現で盛り込んでいくのかを考えた時、地域福祉を担っている部署は公共交通機関を所管していませんし、予算ももっていませんので、「バスの本数を増やす」とか「高齢者のバスを独自につくる」とか「運賃を安くする」というようなことは書けません。どのようなことを書いているかというと、公共交通機関に対して、ハンデのある人たちの声を吸い上げて有効に活かすためのチャンネルを広げることや、話し合いの機会を当事者の中で広げるということであれば、福祉の計画として盛り込むことができます。予算がないので、できることは限られてしましますが、そのような落とし込み方は、他のまちの地域福祉計画も参考にさせていただき、できないから書かないということではなく、ぜひ入れていただきたいと思います。

例えば、介護保険の事業でも、地域福祉の中では「事業所を増やします」ということは一言も書けません。これは介護保険事業計画で決まっていることですので、横入りすることはできないということです。ただ、事業所やサービス等を広く利用していただけるようなしくみをつくったり、広報・宣伝をしたり、住民の中で紹介し合うようなしくみづくりをして利用を促進することはできます。サイドから制度をより活用するための話し合いの場やしくみをつくることはできるということです。

他にご意見等はございませんか。

委員：初めて参加しますので、的外れな意見かもしれませんが感想を述べます。

町内会の加入者が少ないということですが、私も会長を経験し、そのように感じています。10 年程前から個人情報保護という考え方がはじまり、転入者を町内会役員に知らせるということがなくなりました。当時は転出転入の知らせがあれば、それに従って訪ねることができましたが、今はできない状況です。

同じく個人情報に関係する問題として、手助けに関することがあります。よく老人クラブでも話題になりますが、例えば、ゴミ出しをしてほしいと思っている方を把握したいと考えても、民生委員には守秘義務があるので、外部に情報は出せませんということもあります。

どちらも、ここでは解決策のない問題だと思いますが、そのような現状があると思います。

また、学校運営協議会について、話し合った結果が、どのような形で市役所や教育委員会に伝わっているのか、掌握のしかたについてもお知らせいただきたいと思います。掌握しているということであれば、構いません。

また、市として赤十字の活動を真剣にお考えになってはいかがでしょうか。私自身、赤十字奉仕団というもので関わったことがあります、それが各地域にあり、市長までそこに加わり激励しているということもあります。避難所の運営のしかたの検討や炊き出しの方法を考え、訓練している奉仕団もあります。そのようなものも利用できると助かると思います。

委員長：ありがとうございます。今のご意見は、課題にも計画にも、それぞれ反映できる部分があるかと思いますが、よろしくご検討ください。

他にご意見等はございませんか。

委員：先ほどのコミュニティバスの問題にも絡むかもしれませんが、資料8の行政の方向性②に「②移動が困難な障害者などを対象に交通機関利用時の移動支援を行います。」とありますが、目指す姿では、「移動困難者に対する支援の充実」と「移動手段の確保のための支援を行います」というように書かれており、ある程度姿が見えていると受け取れます。具体的にはどのようなことを意味しているのか教えてくださいたいと思います。

委員長：介護ヘルパー等ということですか。

事務局：この目指す姿に対しては、まだ中途半端な状態で提示してしまいました。

委員：「移動が困難な障害者などを対象に交通機関利用時の移動支援を行います」と書いているのに、何もないということですか。

委員：タクシー利用券の助成のようなことを念頭に考えています。また、移動支援の確保については、平成32年に豊川市の公共交通について大きな見直しがありますが、今の路線バスの運行のしかたがよいのか、違う組み立てがよいのか、いろいろと議論して考えていこうという思いがあるのだと思います。

委員：明確な具体性はないということですか。高齢者の部門においても、移動支援というものは、以前から言われていることですが、介護保険の中に移送というものは入らなかったという経緯があります。デイサービスの送迎の車が、白タクではないかという問題もでています。今はいろいろな形で福祉運送ができていますが、行政がこのようなことをしてくれると助かると思います。買い物弱者は大勢います。それを解決する策を期待しているのですが。

委員：例えば、地域でのシェアのようなものを考える等、いろいろな考え方がありますが、国の規制も難しく、無料ならいいということもあります。

委員長：いずれにせよ、方向性を計画書に記述する際には、ご質問にあったような疑問やいろいろな捉え方がされないように、具体的に挙げていただきたいと思います。

委員：今の話は、資料4の右を見ると、担当課が第3次計画に向けてどのように考えて

おり、福祉課がそれを丸投げしていると読んだほうがわかりやすいかと思います。

事務局：福祉タクシーの関係が、一番下の福祉課の部分になります。福祉タクシー助成の一部拡充を行い、今後も利用状況を調査し、実態に合わせた運用方法の見直しを行うことを、「公共交通利用時に移動支援を行います」という施策につながるということで、福祉課としても福祉タクシー助成については今後も引き続き検討していくということで、取り上げています。

委員長：わかりました。よろしいですか。いずれにしても、今のようやり取りがなくとも理解できるような表記をお願いします。タクシーやバス等についても具体的に記述してください。

他にご質問がないようであれば、基本目標から4に関し、課題整理をし、今後の計画に落とし込んでいくということで、作業を進めていただくということで、ご了解いただけますか。

一 同：（異議なし）

委員長：では、今の時点ではご了解いただいたということです。これは次回11月下旬の会議では、地域福祉計画の計画書の冊子まで作業を進めていただき、その時点でご協議をお願いすることにしたいと思います。

3 議題

（2）第3次計画の目次構成(案)及び重点取り組みについて

委員長：（2）第3次計画の目次構成(案)及び重点取り組みについて、事務局から説明をお願いします。

事務局：第3次計画の目次構成(案)及び重点取り組みについて説明いたします。

目次構成(案)について、資料9をご覧ください。表の左側が、先ほどまでの市民アンケートまたヒアリング等の各調査結果になります。その結果から、中央の白抜きの部分、課題の整理表で課題の抽出を行い、先ほどまでご意見をいただいた各施策の方向性の検討を行っていただいた部分になります。ここから、右側の計画書における各目次の章立てに入っていくようになっています。

前回の委員会で、第2次計画を踏襲する形でご了解を頂いていますが、今から目次構成を使って、2点の変更点について提案させていただきます。

1点目は、第1章「計画の策定にあたって」3「地域福祉計画の概要」に、（5）「計画の推進体制」入れる案となります。これについては、前回の委員会で、推進体制PDCAの記載箇所がわかりにくいというご指摘をいただき、変更したものです。第2次計画では、ここでいう第5章の地域の取組みの後に、第6章として、計画の進捗管理、評価等を掲載していたものを、今回、変更しています。こ

れについては、次回の委員会で具体的な計画書の素案をお示しする中で、改めてご意見をいただきたいと考えています。

2点目は、第4章「施策の展開」です。本計画の重点取組みについて、ご説明いたします。計画を推進するにあたり、だれが主体となり、だれが活動や事業を行っていくのかが、大変重要であることから、本計画では施策ごとに市民や地域活動団体、ボランティア、社会福祉協議会、行政のそれぞれの役割分担を明記しています。先ほど、議題1として課題や施策の方向性を協議していただきましたが、このような施策を横断的にとらえ、今後5年の中で計画を推進するにあたり、特に意識して注視すべき視点で取り組んでいく内容をまとめたものを、重点取組みという形で提案させていただいているものです。

この重点取組みの中の具体的な内容について、3点提案をさせていただきます。資料10をご覧ください。(1)「地域活動者への支援及び新たな担い手の発掘」では、地域での顔の見える関係や地域交流が希薄化している中で、ボランティアや町内会、地域福祉活動団体において、既存メンバーの高齢化や新たなメンバーや役員の不足、こうしたものが問題となっていることから発案したものです。今後、ますます多様化する福祉ニーズに対応するためには、公的な支援である公助だけでなく、地域の支え合いである互助・共助の部分がさらに重要となり、より多くの地域住民の積極的な地域福祉活動への参画が必要になると考えます。施策的には、先ほど体系図でお示したように、いろいろな施策に関連してくる部分にはなりますが、引き続き、このような地域活動者への支援と活動を推し進めるための新たな担い手の発掘、また育成に取り組んでいくことを、重点(1)として取り上げています。

次ページをご覧ください。(2)「地域における総合相談支援体制の強化」です。これは、家族介護力が低下していく中で、子育てや介護等の悩みを1人で抱え込むことや、「高齢者」「障害者」「子ども」といった従来の分野別では対応できない、「引き込みり」「ニート」「生活困窮」といった複雑に絡み合った、新たな福祉課題がでてきていること等の問題を、早期に捉えることができる身近な支援者によるネットワークがとても大切になっていることを考え、発案したものです。先ほどご提案がありました、ハンディキャップのある方との触れ合いについても、このような地域のネットワーク的なものが重要になってくると考えています。

本市の現在の状況を申し上げます。高齢者、障害者、子育てのそれぞれで相談センターによる情報把握を行っているところです。地域においては、民生委員・児童委員の方、福祉委員、近隣住民による身近な見守り活動と連携して、情報収集に努めていただいています。社会福祉協議会では平成29年度から出張所を含む高齢者相談センターを、市内全中学校区に設置したことに合わせ、コミュニティソーシャルワーカーをすべてのセンターに配置し、地域にあるより身近な福祉課題や

困りごとを、地域住民と共に解決するための体制づくりを進めているところです。これも、施策的には見守り活動への支援や相談支援機能の充実等、いろいろな施策に関連してくることではありますが、今後ますます複雑化、多様化する相談内容を早期かつ適確に把握し、それぞれの基本目標における必要な支援につなげていくために、気軽に相談できる場所を含めた機会をつくることが必要だということです。また、制度のはざまにある課題についても、柔軟かつ適切に対応できる職員等の資質向上が必要であること、このような相談支援体制を強化していくことを、重点として挙げています。

次ページをご覧ください。（３）身近なネットワークと地域包括ケアシステムとの連動です。身近なネットワークの充実は（２）でご説明したとおりですが、ここでは身近なネットワークと地域包括ケアシステムとの連携・連動を重点として挙げています。地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるしくみを言います。直近の国の動向としては、『我が事・丸ごと』と題した「地域共生社会」を目指す動きがあり、高齢者や障害者、子育て家庭、生活困窮者等も必要な支援を受け一方で、それぞれが役割を持ち、みんなで支え合いながら地域コミュニティの育成を目指すところとしています。また、今回、社会福祉法第 107 条において、地域福祉計画の策定にあたり、新たに地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項というものが盛り込まれています。こうしたことも含め、本市では現在の地域における身近な見守り、支え合いのネットワークの活動と、今後の地域包括ケアシステムとの連動を図ることで、自助共助公助が効果的に機能し、安心して暮らすことができる地域づくりを目指すということで、これを重点的な取り組みとすることで、各施策の結びつきをより強化することになると考え、今回、提案させていただきました。

説明は以上ですが、本計画を推進するために、個々の施策を横断的に踏まえ、また注視すべきポイントとして、重点取り組みをご提案いたしましたが、これを掲載することについてのご審議、また仮に掲載するのであれば、３点の提案内容について、ご協議いただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長：説明、ありがとうございます。資料 9、10 について、合わせてご意見をいただきたいと思います。

委員：資料 10（２）に、コミュニティソーシャルワーカー（兼生活支援コーディネーター）とありますが、両者は同じものだと考えればよろしいですか。

事務局：コミュニティソーシャルワーカーは下に注釈もありますが、基本的には昔から社会福祉協議会で配置している役職です。高齢者に限らず、障害者、生活困窮者、子ども等すべての方をコーディネートするものです。括弧書きにしている生活支

援コーディネーターは、介護保険法の関係で、高齢者施策に関しての役職です。ここで、全体的な地域福祉計画に落とし込むにあたり、1つにできないという事情があります。

委員：先ほどの計画のところにも、コミュニティソーシャルワーカーと生活支援コーディネーターという名称がでできますね。すべて、このような括弧書きの形にしていくという方針ですか。

事務局：今後、計画書をつくっていくにあたり、内容によって言葉の使い方を分けていきますが、計画書を見た方がわかりやすい表現になるよう心がけます。

委員：わかりました。

委員長：下に注釈があっても、そのような質問ができることを考えて、表現を検討してください。

委員：高齢者の方に、「コミュニティソーシャルワーカーです」と言えばわかりますか。

事務局(社協)：社会福祉協議会の担当職員として、そのような役割をもった人がいて、地域をまわっているのですが、「コミュニティソーシャルワーカー」という名称を広げながら活動しているのが現状です。地域のサロンでは「コミュニティソーシャルワーカー、略してC SW」という名前も使いながら、「地区の担当をしているものです」と、名前を紹介させていただいています。発展途上ですが、PRは進めているという状況です。

委員：それは高齢者もわかってくれるだろうということだと思いますが、高齢者を相手にカタカナ言葉はできれば使わないほうがよいと思います。「地域支援員」等、適当な日本語にしたほうがよいと思います。

委員長：難しいところですね。介護保険の利用者である高齢者の手元に、たくさんの名刺が届いていますが、「ケアマネジャー」等の肩書きはなかなか覚えられませんので、苗字で覚えている方が多いと思います。

ただ、新しい言葉も何とか使い続けていけば、理解されていくものだと思います。

「デイサービス」という言葉も、20年経ち、最近ようやく高齢者にも知られてきたかと思います。「ホームヘルパー」も何とか理解してもらえるようになってきています。時間の物差しを広く構えて、周知していくしかないかと思います。まずは実名を覚えていただき、次につながりづくりをするということだと思います。

また、重点取組みの3ページ目、地域包括ケアシステムの連動の図ですが、いろいろなところに出てきて、あたかも1人の人を、たくさんの機関や団体、専門職が取り巻いて守ってくれているような雰囲気です。現実を考えると、このような連携や1人の人を囲んで周囲がチームワークを組めているのかといえば、なかなか難しく、このような理想どおりにはなっていません。ここでは、このような連携があれば何となく安心だという雰囲気だけにとどまることなく、ケースに応じて、このようなパターンができるのだが、それにはこのような困難さが伴うとい

うことも率直に認識しながら、提案していけるとよいと思います。幻想だけ振りまいてしまうことがないようにお願いしたいと思います。

地域域包括ケアシステムという概念は、提案されて5、6年経ちますが、最初、このシステムをだれが構築するのかということすら決まっていなかった状況でした。地域福祉計画の中で、このようなシステムを具体化するというのも、言われていませんでした。ですから理念だけが先に存在し、実際が伴わないという現実が、まだ残っていると思います。それを、この計画で一足飛びに改善するというのではなくても、そういう限界を意識しながら提案をしていくということが大事だと思います。

他に、目次と重点取組みについてご意見はありませんか。次回の委員会では、計画書の冊子という形でご提案いただき、お諮りしたいと思います。

特に、ご質問、ご意見がなければ、本日、議論した内容についてはご承認をいただいたものとし、今後の取りまとめにつなげていただきます。

本日の議論は、これで終了します。ご協力ありがとうございました。

進行を事務局にお返しします。

4 連絡事項

事務局：ありがとうございました。連絡事項になります。

次回の策定委員会では、これまでの会議においていただいたご意見を反映した計画書案を提出させていただきます。

また、前回の会議録を、ただ今から、配布させていただきます。

次回は、計画書案についてご意見をいただくことになりますが、事前に送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次回の策定委員会は11月20日、月曜日の午後1時半から本会議室にて開催を予定しています。ご都合をつけていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また改めて案内を送付いたします。

本日は長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。

<閉会>